

○内閣府告示第三十四号

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和三年法律第八十四号）第五条第一項及び第十二条第一項の規定に基づき指定した注視区域及び特別注視区域について、公示した事項に変更があるので、同法第五条第六項において準用する同条第三項及び第十二条第三項の規定に基づき、令和六年内閣府告示第九十一号の一部を次のように改正し、令和七年五月一日から適用する。

令和七年三月二十五日

内閣総理大臣 石破 茂

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改 正 後			改 正 前		
一 注視区域 次の表に掲げる区域のうち内閣府に備え置いて縦覧に供する図面に示す部分			一 注視区域 次の表に掲げる区域のうち内閣府に備え置いて縦覧に供する図面に示す部分		
番号	名称	区域	番号	名称	区域
〔略〕	六十二 衛生学校、防衛イノベーション科学技術研究所、艦艇装備研究所、ニューサンノー米軍センター	東京都港区、東京都品川区、東京都目黒区、東京都世田谷区、東京都渋谷区	〔同上〕	六十二 衛生学校、艦艇装備研究所、ニューサンノー米軍センター	東京都港区、東京都品川区、東京都目黒区、東京都世田谷区、東京都渋谷区
	〔略〕	〔略〕		〔同上〕	〔同上〕
七十四	システム通信・サイバー学校、艦艇装備研究所久里浜地区、株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン	神奈川県横須賀市	七十四	久里浜通信学校、艦艇装備研究所久里浜地区、株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン	神奈川県横須賀市
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
	〔略〕	〔略〕		〔同上〕	〔同上〕
百三十一	防府北基地、防府送信所	山口県防府市	百三十一	防府北基地、防府送信所	山口県防府市
百三十一の二	防府送信所	山口県防府市	〔項を加える。〕		
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔同上〕		
二 特別注視区域 前号の表の番号二、五、七、八、十、十一、十四、十六、二十二、二十七、四十一、四十五、六十五、七十三、七十五、九十八、百六、百十一、百十五、百二十三、百二十九、百三十一、百三十二、百三十三、百四十四、百四十五、百五十四、百五十七、百六十二、百七十一から百七十四まで及び百八十の項に掲げる区域のうち内閣府に備え置いて縦覧に供する図面に示す部分			二 特別注視区域 前号の表の番号二、五、七、八、十、十一、十四、十六、二十二、二十七、四十一、四十五、六十五、七十三、七十五、九十八、百六、百十一、百十五、百二十三、百二十九、百三十二、百三十三、百四十四、百四十五、百五十四、百五十七、百六十二、百七十一から百七十四まで及び百八十の項に掲げる区域のうち内閣府に備え置いて縦覧に供する図面に示す部分		
備考 表中の「」の記載は注記である。					

第一号の表中番号六十二、百三十一及び百三十一の二の項の区域 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、当該区域の図面を内閣府に備え置いて縦覧に供する。）